

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第143号、令和元年(ワ)第219号、令和2年(ワ)第18号 損害賠償請求事件

原告 原告1 外630名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力第8準備書面

(原告準備書面(15)、同(16)に対する反論)

令和2年12月4日

福島地方裁判所民事第一部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉 正和



弁護士 佐藤 歳士



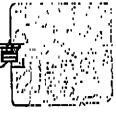
弁護士 戸田 晚晴



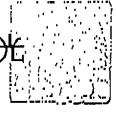
弁護士 江口 雄一郎



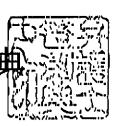
弁護士 川上 貴寛



弁護士 宮村 順光



弁護士 笹渕 典



目 次

第1	低線量被ばくの影響について	3
1	ICRPにおける低線量被ばくによる影響の考え方について	3
2	UNSCEARの信用性について	4
第2	原告らの各裁判例の理解の誤りについて	8
1	東京高裁平成15年9月29日判決、東京地裁平成9年4月23日 判決、水戸地裁土浦支部平成5年6月15日判決について	8
2	東京地裁平成31年3月27日判決について	8
3	東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9 日判決について	9
第3	本件事故後の放射線の健康影響に関する情報の周知、報道	10
1	原告らが放射線の健康影響に関する情報を入手することが困難であ ったとの主張について	10
2	報道・周知された情報の内容について	10

原告らは、原告準備書面（15）及び同（16）において低線量被ばくの影響について縷々主張しているが、その内容は従前の主張の繰り返しがかりであり、特に、低線量被ばくの影響に関する国際的にも合意された科学的知見に関する主張については、被告東京電力が第3準備書面、同第4準備書面及び同第5準備書面において詳述したところからして、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

そこで、被告東京電力は、本準備書面では、必要と判断する限度で原告準備書面（15）及び同（16）に対して簡潔に反論する。

なお、本書で用いている略語については、特段の断りのない限り、従前のとおりとし、本書末尾に、用語・略語一覧表を掲載する。

第1 低線量被ばくの影響について

1 ICRPにおける低線量被ばくによる影響の考え方について

まず、原告らは、原告準備書面（15）8～10頁において、「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」との報告書（以下「2008年報告書」という。甲D211）を根拠に、ICRPが、「現在の福島の状況においては、『1～20mSvのバンドの下方部分』つまり『1～10mSv』の範囲で許容レベルを採用するべきであるうえ、最終的には『1mSv／年』を目標とするべきである、ということを明確に示しているのである。」と主張している。

しかしながら、2008年報告書は、「汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のために Publication 103 (ICRP, 2007) で勧告された1～20mSvのバンドの下方部分から選択すべきであることを、委員会は勧告する。」（甲D211・17頁。傍点は被告東京電力代理人による。）と述べている。

そして、ICRPは、2007年勧告において、「参考レベルも、“安全”と

“危険”の境界を表したり、あるいは個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものでないことを理解しなければならない。」(丙D 4 8・5 5 頁)と述べている。

したがって、2008年報告書が「1～10 mSv」の範囲で許容レベルを採用すると述べていないことは余りにも明らかであり、原告の主張は誤導である。

また、2008年報告書は、本件事故よりも前に公表された報告書であることからも明らかなとおり、福島の状況を“現存被ばく状況”であるとみなしたものではない。

2 UNSCEARの信用性について

(1) 原告らが論拠にしている記事は、科学的な根拠を欠くものであること

次に、原告らは、原告準備書面(16)4～9頁において、キース・ベーヴィアーストック氏の「福島原発事故に関する『UNSCEAR 2013年報告書』に対する批判的検証」(甲D 2 1 2)と題する記事(以下「キース記事」という。)を論拠にして、UNSCEARの一連の報告書(丙D 7～9)は、信用性がないと主張している。

しかしながら、そもそも、キース記事は、「科学」(岩波書店、2014年11月号)という一般雑誌に掲載された一般記事であって学術論文ではなく、その記事の内容について科学的見地から専門家の査読を受けたものではない。

また、2013年報告書の内容は、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR 2013年報告書刊行後の進展(国連科学委員会による今後の作業計画を指し示す2016年白書)」と題する白書(以下「2016年報告書」という。)(丙D 4 9)及び、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR 2013年報告書刊

行後の進展（国連科学委員会による今後の作業計画を指示する2017年白書）」（「2017年報告書」という。）（丙D 50）によって最新の科学的知見を踏まえて検証され、その内容の信頼性が国際的に権威ある機関によって確認されたものである（丙D 50・2及び3頁）。特に、2017年報告書においては、2013年報告書において公表された放射性物質の放出量や住民の被ばく評価について、多くの文献について詳細にレビューするなどして、2013年報告書の内容に信頼性があることを確認している（丙D 50・4、17及び21頁）。国が設置した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめにおいても、2013年報告書の被ばく線量評価を否定する結果は得られなかつたと述べられている（丙D 51・20及び21頁）。

さらに、以下のとおり、キース記事を引用して原告らが2013年報告書に対する批判の論拠として主張する点は、いずれも何ら科学的根拠に基づくものとは言えない。

（2）「本件原発事故直後の住民らの被ばく線量についての情報が完全に欠如している」との指摘は誤りであること

まず、原告らは、原告準備書面（16）5頁において、キース記事を引用したうえ、UNSCEARの線量推計の信頼性は非常に低く、架空ともいるべきものであると主張している。

しかしながら、キース記事では、UNSCEARの線量推計の信頼性は非常に低く、架空ともいるべき理由について、「つまり問題は、いかに優れたモデルを駆使しようとも、信頼性のある線量をこの統制された誤情報の泥沼の中から再構築することがはたしてできるのか、ということになる。筆者は、そんなことはできるはずがないと考えており」（甲D 212・1177頁）と述べて筆者の主観に基づく思い付きに過ぎないことを自認しており、具体的な科

学的根拠に基づくものとは言い難い。

(3) 「本件原発事故直後のソースタームとしてJAEAが公表したものを選択した」との指摘は誤りであること

次に、原告らは、原告準備書面（16）6頁において、2013年報告書において選択されたソースタームが、日本原子力研究開発機構（JAEA）が公表した数値であることをもって、データの信用性を欠くと主張している。

しかしながら、UNSCEARは、「ソースタームについて報告した論文を複数入手し、それらをすべて検討した上で、そのうちのひとつを線量推計の根拠として選択」（甲D212・1178頁）したものである。ソースターム推計値の内容について具体的には触れず、原子力研究開発機構（JAEA）が公表した数値を選択したことのみをもってデータの信用性を欠くとの主張は、単なる推測にすぎず、科学的根拠に基づく批判とは言えない。

(4) 「報告書の内容も公正さを欠く」との指摘は誤りであること

また、原告らは、原告準備書面（16）7～8頁において、「報告書の内容も公正さを欠く」と主張し、その理由として、単にケース記事を論拠として、線量分布に関する情報を示していないこと、農村地区の集団の被ばく線量を無視していること、市街地区の住民らが被ばくについて不安な環境で暮らしているとの問題を取り上げていないことを主張している。

しかしながら、これらのいずれの点についても、ケース記事内では次のように述べているにすぎず、いずれも、筆者の推論・主観であって、全く科学的、客観的な論拠が示されたものではない。すなわち、線量分布に関しては、「このような平均値が、非常にゆがんだ線量分布にもとづいている可能性があることはよく知られている」（甲D212・1178頁）と記載され、また、農村地区の集団に関しては、「『報告書』は、市街地集団を対象とした計算方法

を採用し、農村地区の集団を無視していると思われる」（甲D 212・1179頁）と記載されている。さらに、市街地区の住民らが不安な環境で暮らしていることに関しては、「『報告書』はこの問題を取り上げていない。筆者が危険を過大評価しているのかもしれないが、この『報告書』からは、それすらわからない。」（甲D 212・1179頁）と記載されている。

したがって、上記のいずれの記事の内容も、執筆者であるキース氏の推論・主観の繰り返しに過ぎず、科学的、客観的な論拠が欠落している。

(5) 「UNSCEAR委員の人選の点でも公正さを欠いている」との指摘が誤りであること

さらに、原告らは、原告準備書面（16）8頁において、キース記事を論拠として、「UNSCEAR委員の人選の点でも公正さを欠いている」と主張する。

しかしながら、キース記事では、その根拠は、「筆者が職業上面識のある委員は科学委員会と専門家グループの委員の15%ほどに過ぎないが、筆者が面識のある委員の間でも、（稀に例外はあるとしても）程度の差はある、大多数は見るからに原子力推進派であり、委員候補者のなかにも原子力産業に批判的であったり、あからさまに原子力に反対した経歴をもつ者はひとりしていない。」（甲D 212・1180頁）というものであって、単なる筆者の憶測にすぎない。

また、そもそも2013年報告書の作成に関与した専門家は全員利益相反を申告することを義務づけられ、国連科学委員会の事務局と役員は、これらの申告書を検討した上で、専門家が従事する調査作業に利益相反がないことを確認していること（丙D 8・5頁）からも、筆者の根拠のない批判にすぎないことは一層明らかである。

(6) 小括

以上のとおり、甲D 212のケース記事に基づく原告らの主張は、科学的、客観的な裏付けに基づくものではなく、到底、UNSCEARの一連の報告書（丙D 7～9）の信用性を失わせるものではない。

第2 原告らの各裁判例の理解の誤りについて

次に、原告らは、準備書面（15）13～18頁において、低線量被ばくに関する不安が認められるための規範の根拠として被告東京電力が挙げた裁判例（被告東京電力第4準備書面16頁以下）の一部について、それぞれの裁判例の射程等を理由に、その引用が誤りであると主張している。

しかしながら、以下のとおり、原告らの主張はいずれも理由がない。

1 東京高裁平成15年9月29日判決、東京地裁平成9年4月23日判決、 水戸地裁土浦支部平成5年6月15日判決について

原告らは、上記の裁判例について、いずれの事案も実際に人体への危険性を有するおそれのある物質が実際に漏出した事案ではなく、放射線物質が実際に飛散した本件とは事案が異なり、いずれの裁判例の射程も本件には及ばないと主張している（原告準備書面（15）13頁）。

しかしながら、上記のいずれの裁判例も、人体への具体的な影響が不確かな物質の危険性に対する不安そのものが慰謝料の対象として法律上保護される利益と言えるか否かの要件を示したものであり、本件における、個々の原告らの被ばく状況や被ばくによる影響が不確かな状況での原告らの健康への影響に対する不安が慰謝料の対象として認められるか否かという論点において、その判断対象は正に共通している。したがって、原告らの主張は誤りである。

2 東京地裁平成31年3月27日判決について

原告らは、原告準備書面（15）16頁において、本件における不安慰謝料は、「高線量の放射線被ばくを受けているかもしれないし、低線量の放射線被ばくでも、将来におけるがんのリスク等が高まっているかもしれない」ことから感じる健康不安であるから、被告東京電力が東京地裁平成31年3月27日判決を引用して「年間20mSv以下の低線量被ばくによる不安は科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安ではない」との主張は無意味であると主張している。

しかしながら、原告らの被ばく状況、及び、低線量の放射線被ばくの健康影響に関する国際的に合意された科学的知見（被告東京電力第4準備書面参照）によれば、原告らの上記不安は、科学的根拠をもった具体的危険性に基づいた不安とは言えず、直ちに原告らの平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められないのであって、上記裁判例はその点を正当に判示したものである。

したがって、原告らの同裁判例に対する理解は誤りであり、その主張は失当である。

3 東京地裁平成27年6月29日判決及び東京高裁平成28年3月9日判決について

原告らは、単に上記裁判例は「判断の対象となる不安（精神的苦痛）の内容が全く異なる」として、「本件において両裁判例の論旨を引用するのは、明からな誤りである。」と主張している。

しかしながら、同裁判例は、慰謝料の根拠として主張する不安が「漠然としたものにとどまる」場合には、「慰謝料請求権を発生させる程の精神的苦痛を受けたとまでは認められない。」と判示したものであり、単に抽象的、一般的な危険性に対する主観的な漠然とした不安では足りないとしている点において、被告東京電力の主張を裏付けるものである。

第3 本件事故後の放射線の健康影響に関する情報の周知、報道

更に、原告らは、原告準備書面（16）9～15頁において、本件事故による放射線の健康影響に関する政府等の公表・報道等に関して、①原告らが本件事故後にこれらの情報を入手することが必ずしも容易ではなかった、②報道・周知された情報等には、かえって不安を増大させるようなものが含まれており、原告らの被ばくに健康不安を減少させるものではないと主張している。

しかしながら、以下のとおり原告らの主張にはいずれも理由はない。

1 原告らが放射線の健康影響に関する情報を入手することが困難であったとの主張について

原告らは、複数の避難先を短期間のうちに転々と移動することを余儀なくされており、しかも、避難先は福島県の内外に広く及んでいるので、福島県のホームページ上のメッセージや福島県内の地元紙の記事にアクセスすることが必ずしも容易ではなかったと主張している（原告準備書面（16）9頁）。

しかしながら、被告東京電力の求釈明にかかわらず、原告らの避難経路や避難先は全く明らかにされておらず、上記の原告らの抽象的な主張がそもそも原告らに当てはまるのか否かは不明である。また、仮にその点を措くとしても、もし原告らが被ばくによる健康不安を抱いていたとするならば、避難所にお住まいの皆様に宛てたニュースレター（丙D10の1～3）、政府や福島県の発表、新聞記事等にアクセスすることは、通常容易に行われることである。

2 報道・周知された情報の内容について

原告らは、本件事故後に周知・報道された情報の一部に、かえって不安を増大させるようなものが含まれており、原告らの被ばくに健康不安を減少させるものではないと主張している。

しかしながら、以下のとおり、原告らの主張は、各報道の一部分を恣意的に抜粋のうえ、原告らの主張に沿うように誤導しようとするものにすぎない。

(1) 政府ニュースレターについて

原告らは、政府ニュースレター第1号（丙D10の1、2）に「雨の外出は避ける」などの記載があること、同第3号（丙D10の4）において、一時県内の7つ市町村で水道水に含まれる放射線量が指標を超えたため、水道水の飲用を控えるように要請したことなどをもって、これらを見た原告らにおいて被ばくによる健康不安を増大させると主張している。

しかしながら、丙D10の1の政府ニュースレターは、屋内退避区域の避難所にお住まいの皆様へのものであるところ、外出時の注意事項を明確にすることは、原告らの不安の軽減に資するものであり、決して原告らの不安を増大させるものではない。また、丙D10の2の政府ニュースレターは、避難区域及び屋内退避区域外にお住まいの皆様へのものであるところ、「お住まいのところでは、皆様の生活やご健康に支障を来す状況にはありませんが、無用な被ばくを避けるための注意事項は、以下に示すとおりです。」と、明確に、健康に支障を来す状況にないことが述べられており、原告らの不安を増大させるものでは全くない。そして、丙D10の4の政府ニュースレターは、水道水に関する正確な情報を提供することで原告らの不安の軽減に資するものであり、原告らの不安を増大させるものではない。

(2) 福島県知事のホームページ上のメッセージ（丙D12の1）について

原告らは、福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーである長崎大学山下俊一教授の令和2（2020）年3月4日に行われた証人尋問での証言内容を当該事件の原告弁護団側の公表内容をもって、同メッセージの信憑性について論じている（原告準備書面（16）12～13頁）。

しかしながら、原告らが主張する証言内容は、同メッセージとは関係のない内容である。また、そもそも、同メッセージは平成23（2011）年3月22日付けでなされたものであり、令和2（2020）年3月4日に行われた証人尋問での証言内容によって、当該メッセージを閲覧した原告らの健康不安に対する認識に影響を与えることはあり得ない。

（3）日本産婦人科学会の「ご案内」（丙D14）について

原告らは、日本産婦人科学会の「ご案内」（丙D14）に、軽度汚染水道水以外の飲み水を利用できる場合にはそれらを飲用することが勧められていることなどを挙げて、かえって原告らの不安を増大させる内容であると主張している（原告準備書面（16）13～14頁）。

しかしながら、同「ご案内」は、「現時点では妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに赤ちゃん（胎児）に健康被害は起こらないと推定されます。また、授乳を持続しても健康被害は起こらないと推定されます。」と、明確に、正確な情報を提供したうえで、妊娠・授乳中の女性の不安を緩和させるために無用な被ばくを避けるための情報の提供をしたにすぎず、不安を増大させることはあり得ない。

（4）地元新聞の記事について

原告らは、平成23年（2011）年4月17日付け福島民友の新聞記事（丙D15の3）、同月20日付け福島民友の新聞記事（丙D15の5）及び同年5月27日付け福島民報の新聞記事（丙D15の11）について、その内容が、原告らが主張する国際的な諮問機関の見解に反するものであり、科学的な合理性を欠くものであり、そのような事実を知れば、これが報道されたとしても原告らが被ばくの危険に対する不安が軽減されるものではないと主張している（原告準備書面（16）14～15頁）。

しかしながら、原告らの主張は、原告らが、新聞記事が科学的な合理性を欠くことを知れば、当該記事を読んでも健康不安を軽減させないと主張しているにすぎないところ、そもそも、原告らがその主張の前提としている見解こそが誤りである（被告東京電力第4準備書面及び同第5準備書面参照）。

以上

用語・略語一覧表

略語・用語	名称	初出場所
本件事故	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の原子力事故	令和元年5月10日付け答弁書 5頁
被告東京電力	被告東京電力ホールディングス株式会社	同答弁書5頁
I C R P	国際放射線防護委員会	被告東京電力第5準備書面4頁
2008年報告書	I C R P P u b l i c a t i o n 111 「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」(甲D211)	本準備書面3頁
2007年勧告	I C R P P u b l i c a t i o n 103 「国際放射線防護委員会の2007年勧告」(甲D128)	被告東京電力第5準備書面4頁
U N S C E A R	原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (U n i t e d N a t i o n s S c i e n t i f i c C o m m i t t e e o n t h e E f f e c t s o f A t o m i c R a d i a t i o n)	被告東京電力第4準備書面29頁
2015年報告書	「東日本大震災後の原子力事故による	被告東京電力第

	放射線被ばくのレベルと影響に関する U N S C E A R 2 0 1 3 年報告書刊行 後の進展」と題する白書（丙D 9）	4 準備書面 3 1 頁
2 0 1 6 年報告書	「東日本大震災後の原子力事故による 放射線被ばくのレベルと影響に関する U N S C E A R 2 0 1 3 年報告書刊行 後の進展」（国連科学委員会による今後 の作業計画を指し示す 2 0 1 6 年白 書）と題する白書（丙D 4 9）	本準備書面 4 頁
2 0 1 7 年報告書	「東日本大震災後の原子力事故による 放射線被ばくのレベルと影響に関する 2 0 1 3 年報告書刊行後の進展」（国連 科学委員会による今後の作業計画を指 し示す 2 0 1 7 年白書）と題する白書 (丙D 5 0)	本準備書面 4 頁
ケース記事	福島原発事故に関する『U N S C E A R 2 0 1 3 年報告書』に対する批判的 検証（甲D 2 1 2）	本準備書面 4 頁